

市民活動支援の基本施策

1. 情報環境の整備

(1) 情報の提供

市民活動に必要な情報を提供できるよう、収集、整理、管理します。

市民活動に必要とされる情報

市民活動に必要な情報としては、以下のものが挙げられます。

市民活動団体の情報（市民活動団体データベース*の作成）

団体の活動内容や場所、連絡先など、市民活動団体の基本的な情報を集約し、求めに応じて提供します。（個人情報とは適正に取り扱います。）

行政情報

行政の政策の方針や内容、具体的な事業に関する情報、あるいは助成など制度に関する情報を市民にわかりやすく整理し、提供します。

専門家や地域人材など人の情報（市民活動人材バンクの創設）

専門家や地域の人材を市民活動人材バンクに登録することで、市民活動団体のニーズに合った専門家や地域人材などを探しやすくします。

利用可能な施設など場の情報

既存施設の利用時間や利用方法や申し込みなどの基本的な情報を把握します。

情報の収集・整理・管理

各関係機関・部課との連携を図り、情報のネットワーク*化に努め、市民活動に必要なとされる情報を一元的に集約し、常に最新の情報が入手できるよう、データ管理（更新）システムを構築します。

インターネットなどの媒体を通して、総合的・体系的に集積された各種情報を入手できる環境を整備します。

印刷媒体での情報提供が可能なものについては、市民センターなどの地域拠点にも配備します。

(2) 情報交換

市民活動団体が相互に情報交換できる環境を整備します。

市民活動団体同士、市民活動団体と行政が双方向的に情報交換、共有できるしくみづくり

情報交換会、交流会の開催

(3) 情報発信

市民活動団体が市民に情報発信できる環境を整備します。

既存広報媒体の活用

現在、市が発行する広報紙やホームページなど既存の広報媒体の活用については、担当する各課と連携し、関係する市民活動各団体に適した情報を掲載するよう務めます。

新たな情報発信の場の整備

既存施設での掲示板などの利用方法の再検討や新たに市民活動情報ボードの設置、また、市民活動の情報紙を発行します。

2. 活動拠点（仮称）市民活動支援センターの設置

市民活動団体にとって、活動拠点や活動場所の確保は重要な課題です。

市民活動の側面的支援のひとつとして、活動初期に必要な活動拠点となる場でプラットフォーム的な性格をもつ（仮称）市民活動支援センターを設置し、以下の機能を備えます。

また、全市的、地域別の拠点の持つべき機能について役割分担を整理したうえで、各地区の市民センターなど既存施設の有効活用を図ります。

「プラットフォーム」とは、本来「駅で、乗降に便利のように線路に沿って一定の高さにつくられた場所」のことです。ここでは、市民活動について誰もが容易に出入でき、そこから自由に目的地に向かうことのできる共通の出発点という意味で使用しています。

(1) 総合窓口機能

誰もが気軽に立ち寄れる窓口で、関係機関の連携体制のもと、行政と市民活動双方の関係する情報を集約し、そこへ行けば、必要とする情報を得ることができます。

行政情報の総合窓口

市民が、活動するうえで必要な施策や制度など行政情報を集約し、知りたい、あるいは相談をしたい場合に、気軽に立ち寄れる窓口として設置します。

市民活動の総合窓口

市民活動人材バンクに登録する専門家や地域人材の情報、活動内容や所在地、代表者といった市民活動団体の情報を集約し、手軽に検索し、得ることができる窓口として設置します。

(2) 調整機能

市民活動が発展していく過程で、他の活動との出会いや幅広い情報交流が重要となってきます。市民活動団体相互が集い、交流を促進するとともに、相談内容に応じて行政からの必要な情報も得られるよう支援します。

市民活動団体がネットワークをつくる場

市民活動団体がお互いに知り合い、ネットワークをつくる場として交流会の開催や、市民活動団体同士が連携して共同事業を展開していくための話し合いの場とします。

市民活動団体と行政をつなぐ場

市民活動団体と行政が協働で事業を展開していく場合に、話し合いの場とします。

(3) 情報機能

市民活動団体が行う、自らの情報発信や交換を支援します。

情報の一元的集約・提供

「1. 情報環境の整備」で述べた情報の収集・整理・管理について、施策や制度など行政の情報や市民活動団体の情報、人材や利用できる施設の情報などの市民活動に必要な情報を一元的に集約し、誰でも気軽に検索し、得ることができる環境を整備します。

情報発信・交換

十分な広報手段を持っていない市民活動団体が情報を発信できる場として、例えば、情報紙の発行や情報ボードの設置をします。

また、交流会や情報交換会を開催し、相互の交流を図ります。

(4) 育成機能

市民活動の活発化には、その活動に参加し、担っていく人材の育成と組織の育成が重要となってきます。リーダーやスタッフの養成、組織体制、運営・経営など、活動の発展段階に応じて、必要な知識や技能をつけられるように、研

修機会や相談窓口を設け、その活動の自律を支援します。

相談窓口

立ち上げ初動期の市民活動団体からの相談で、組織運営などについて助言し、自律を支援します。市民活動団体の実態に合わせ、必要に応じて体制整備を検討します。

人材育成

組織の経営、管理の中心となるリーダーやスタッフの人材や組織の育成のための研修や講座を開催します。

(5) 事務機能

活動を始めたばかりの団体がひとり立ちするまでの間、活動拠点の確保を支援するという視点に立ち、永続的に拠点を利用するのではなく、そこを出発点として旅立っていけるよう、市民活動団体が初動期に必要な事務機器、設備なども含めた事務機能について支援します。

共同利用スペース

活動初動期において、独自で活動拠点を確保できない市民活動団体の共同の拠点としての事務作業や会議等ができる共同利用スペースを設けます。

事務機器・設備

コピー機やパソコン、FAXなど活動するうえで事務に最低限必要と思われる設備や機器については、共同でそれらを利用できるように配備します。

3. 市民活動の支援プログラム

(1) 自立支援

市民活動の自立化を支援するため、リーダーの育成や組織の経営、管理の向上を図る事業や講座、相談、情報提供を行います。

(2) 交流支援

市民活動団体相互が交流することで、知り合う機会となり、それをきっかけにネットワーク化していくことで活動範囲の広がりや相互に補完しあうなど、お互いの活動の相乗効果も期待できます。また、市民活動団体や行政がそれぞれに持つ、知識や情報、進め方、技術といったノウハウを共有し、蓄積していくことは、市民活動団体、行政双方にとって、今後の活動や協働の事業で活用できることが期待できます。

(3) 協働支援

市民活動との協働を推進するため、以下の具体的な施策を展開していきます。

事業委託

活動に対する支援として事業委託はそのひとつと考えます。市民活動団体への事業委託は、多様化する市民のニーズに対して、行政が担う公共サービスに広がりや新しい質感をもたらす可能性があります。

事業委託を市民活動団体の能力や適性などを考慮し、対等な立場で役割分担や責任の範囲を明確にし、手続きの公開性、透明性を確保し、行っていきます。そのあり方として、事業のコンペ（公募）方式導入の検討や、新たな協働事業の創設、既存事業の協働化も視野に入れて、今後市民活動団体への事業委託の機会を増やしていきます。

補助金

市民活動団体の自主性・自律性、あるいは行政との対等なパートナーシップのもとで協働をすすめるためには、団体に対する補助金や助成金といった支援から、活動そのものに対する支援へ移行していきます。また、従来、市の行っている補助のあり方の見直しなども行い、市民活動の持つ自主性、自律性を損なわないように、適切で効率的な制度の運営をすすめます。

参画の場と共催（共同運営）、後援

市民活動との協働をすすめる場合、例えば、イベント事業などの企画段階における市民活動団体と行政で構成する実行委員会などの設置や、実施段階における共催（共同運営）、行政の後援といった方法があります。

4. 市民活動支援の推進体制（仮称）市民活動推進委員会の設置

市民活動支援の推進についての具体的な方策などを協議、検討する（仮称）市民活動推進委員会を設置します。

市民活動支援をすすめるにあたっては、各種方策の実施結果に関する評価を行い、その成果や反省を次の方策へと反映するための仕組みについて検討する必要があります。

また、支援の決定から事後評価、次の方策への反映に至る過程において情報公開し、透明性、公平性を確保する必要があります。

この委員会では、市民活動支援基本指針の運用や市民活動の健全な発展に向けた意見交換、協議、検討を行うものとし、市民、市民活動団体、学識者など

から構成します。

5．基本施策の推移

市民活動はいま初動期にあります。

当初は一定期間、行政による市民活動支援を行います。市民活動の自律化の醸成や支援の性格を考える時、市民が市民活動を支援するしくみの構築とともに、支援のあり方を行政先導から、市民主体へと移行していきます。（別紙例示）

(例) 市民活動支援センターの運営形態の推移

初動期	公設	公営	市民活動推進委員会の意見を反映し、行政が試行的に運営。
	↓	↓	中間支援組織
最終	公設	民営	中間支援組織による運営、支援メニューを提供。行政は財政的な支援を行う。

例えば、将来的にはセンターを運営する組織として、市民が中心となった中間支援組織が考えられ、市民が市民を支える仕組みづくりのひとつといえます。

センターの運営主体として求められる役割は次の通りです。

市民活動の連絡調整

- ・ 市民活動団体がお互いに知り合い、ネットワークしていける交流会の開催
- ・ 市民活動団体同士が同じテーマで連携・共同事業を展開する場合の相互調整
- ・ テーマ型市民活動団体と地縁型市民活動団体との相互調整
- ・ 市民活動団体と行政が協働で事業を展開していく場合に、中立的な立場でお互いに企画提案をし、立案のための話し合いが円滑にすすむよう調整

人材及び組織育成支援

- ・ リーダー等の人材育成のための研修や講座を開催
- ・ 立ち上げ初動期の市民活動団体に対し、組織運営や活動についての助言や支援
- ・ NPO法人*化をめざす市民活動団体に対して申請に係する、また、組織経営や経理など専門的な助言や支援

語句説明

* パートナーシップ

さまざまな違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し、互いの立場を尊重しながら、共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。

* ニーズ

必要なもの、不足しているもの、要望・要求。

* ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、だれもが自由に意見を言いやすく形式張らないよう工夫された会議の手法。市民参加型のまちづくりで近年よく利用される。

* コミュニティビジネス

地域住民の自発的・自立的なまちづくりの基本的単位としてコミュニティが重視されている。人々のまとまった生活単位である地域内で、社会性と経済性をあわせもったものをコミュニティビジネスという。地域住民の連帯感を強めたり、高齢者や障害をもつ人の生きがいにもつながるなど、市場経済でなし得なかった可能性をもつ。

* データベース

収集した情報を体系的・統合的に重複なく蓄積し、また検索しやすく整理し、利用者が必要なときに知りたい情報をすぐに取り出せるようにしたもの。

* 情報のネットワーク化

各関係機関、部課がお互いに持つ情報を共有化し、情報連絡網を構築すること。

* NPO法人

NPO (Non-Profit Organization) は民間非営利組織で、行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のこと。平成 10 年にこれに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立し、この法律により認証されたNPOを特定非営利活動法人(NPO法人)という。全国的には、福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。(平成 15 年 3 月現在、市内に事業所を置く 5 団体が法人格の認証を受けている。)

三田市市民活動支援基本指針

平成 15 年 3 月

三田市生活文化部市民活動推進課
〒669-1595 兵庫県三田市三輪 2 丁目 1 番 1
号
079-559-5032 Fax079-559-2636
E-mail simink_u@city.sanda.hyogo.jp